東広島市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

（趣旨）

1　改正気候変動適応法（平成 30 年法第 50 号）において、暑さ指数の予測値が 35 以上になった場合に発表される「熱中症特別警戒情報」が新設されたことにともない、同情報の発表時に開放する「指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。)」となる施設を市町村長が指定できるようになりました。

市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市内の公共施設・民間施設をクーリングシェルターとして指定します。

ついては、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。なお、クーリングシェルターとして指定する場合は、市と協定を締結していただきます。

（実施内容）

2　クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。

（１）冷房設備等による空調管理

（２）受入可能人数に応じた空間の確保

（３）出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内の設置（のぼり旗等）

（応募資格）

3　応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

（１）開館又は営業時間中は、避難者が自由に出入り可能であること。

（２）冷房設備は、適切に維持管理及び稼働すること。また、設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とすること。

（３）受入可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保すること。併せて、休憩できる椅子・ソファ等を配置すること。（原則３名以上）

（４）避難者の熱中症予防のための飲水等を可能とすること。

（５）避難者にクーリングシェルターであることがわかるよう掲示を行うこと。

（６）環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努めること。

（７）熱中症特別警戒情報発令時は、各施設が定める日時において必ず開放すること。

（８）市ホームページ等によるクーリングシェルターの公表に協力すること。

（９）クーリングシェルターの指定について市と協定を締結し、また上記以外に締結した事項がある場合は、これを実施すること。

（実施期間）

4　クーリングシェルターの実施期間は 毎年４月第４水曜日から１０月第４水曜日まで（熱中症特別警戒情報の運用期間と同じ）とします。

ただし、初年度は協定締結日を開始日とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

（募集期間）

5　令和 6 年 7 月 1 日から随時募集

（申請方法）

6　東広島市クーリングシェルター申請用紙（様式１）に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法によって、生活環境部環境先進都市推進課に提出してください。

（提出後の流れ）

7　申請用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

（１）市と施設管理者で協定内容の協議

（２）協定の締結

（３）クーリングシェルター施設情報の公表（市ウェブサイト等）

（４）クーリングシェルターの運用開始

（その他）

8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問合先

〒739-8601　東広島市西条栄町８番２９号

東広島市　生活環境部　環境先進都市推進課

ＴＥＬ　０８２－４２０－０９２８

ファクス　０８２－４２１－５６０１

電子メール　hgh200928@city.higashihiroshima.lg.jp